

ドイツ内部国境の変容と強制立ち退き問題 (2・完)

—ベルリンの壁構築までを中心に—

ヨーロッパ研究センター客員研究員

近藤潤三

はじめに

1. ドイツ内部国境とベルリンの壁
2. 東ドイツ建国からベルリンの壁建設までのユーバージードラール
3. 内部国境管理体制の推移—境界線から内部国境へ (以上前号)
4. 政治的粛清としての強制立ち退き
 - (1) 強制立ち退き問題の要点
 - (2) 害虫作戦
 - (3) 固定化作戦
5. 内部国境の歴史的意義

結び

4. 政治的粛清としての強制立ち退き

(1) 強制立ち退き問題の要点

以上のように境界線は大きな変貌を遂げ、またその存在理由にも明らかな変化が認められた。ベルリンの壁の建設は誰もが予想していなかっただけに衝撃的であり、しかも一つの都市を二つに引き裂いて片方を取り囲むという想像を絶する強硬な措置だったために強い非難が巻き起こった。これを非人道的と呼ぶならば、境界線の内部国境への改造にも実は非人道性がつきまっていた。そのことは1000kmを大きく上回る長大な境界線に沿って幅5kmにも及ぶ広大な立入り禁止区域の帯が設けられた事実からだけでも推察できよう。この帯状の空間には500を超す集落があり、34万5千人以上の住民が生活していた (Schultke 34)。また50の事業所では4万人が働いていたが、それが一夜にして上述した厳しい監視下の立入り禁止区域に変貌することになったのである。

とはいえ、ドイツ分断がベルリンの壁によって象徴されるように、そうした内部国境には壁の影に霞んであまり関心が向けられてこなかった。そのために内部国境に関わる非人道性も往々にして見過ごされてきたのが実情だった。このような経緯を考慮

するなら、内部国境地帯で行われた強権的措置に改めて照明を当てる必要がある。その措置とは内部国境地帯で数次に互って実施された住民の大規模な強制立ち退きである。立ち退きの対象になったのが「政治的に信用できない人物」という烙印を押された市民だったことを考えれば、その措置は文字通り政治的粛清と呼ぶことができ、子どもの頃にそれを経験したM.ヴァーグナーは怒りを抑えつつ、「強制立ち退きは国家的に組織された犯罪だった」と断定している (M. Wagner 6)。

この粛清については2点に留意する必要がある。一つは選別の基準になった「政治的に信用できない人物」とは誰かという点である。ヴァーグナーの著作には1952年5月26日付の内務大臣命令38号に基づく指令が収録されているが、そこには排除されるべき対象者として4つのグループが分類されている。第1は、外国人と無国籍者、第2は、警察に住民登録していない人物、第3は、犯罪を犯したか、犯罪を犯すと想定される人物、第4は、社会に対する姿勢のゆえに反ファッショ・民主主義的秩序を危うくする人物である (M. Wagner 77)。これら4つのグループが「政治的に信用できない人物」として一括されたが、重心が輪郭の曖昧で伸縮自在な第4のグループにあったことは推測に難くないであろう。1950年代に入ると東ドイツでは憲法上「指導的役割」を託された社会主義統一党の独裁体制がほぼ固まったが、反抗的と見られただけの括弧づきの「政治犯」の摘発が相次いだように安定化したとはいえ、政治的反対派の排除は依然として重要な課題だった (近藤 (3))。そのために社会主義ないし社会主義統一党に忠実か反抗的か、公然とではなくても反対する危険があるか否かによって「政治的に信用できない人物」がより分けられ、そうした人物を放置したら西側と通じて社会主義の転覆を図る恐れがあると憂慮されたのである。その際に使われたのは、シュタージュや地元の警察がえた情報、地域の社会主義統一党の黨員からの情報、一般住民からの密告などであり、不確かな情報でも疑念があればブラック・リストに載せられて「政治的に信用できない人物」に括られた。その意味ではいわば「疑わしきは罰する」方針がとられたといえよう。ナチ体制の特徴の一つが、「体制側の政治思想や行動様式を積極的に支持しないすべての個人や集団を非国民、敵対者とみなし、迫害する」ことにあったのは周知の通りであり、そのためにキリスト者の受動的抵抗までもが摘発の対象とされたが (河島 80)、その面では東ドイツの体制も類似していたといえよう。ただマスメディアの報道番組には中部ドイツ放送 (MDR) のように「密告だけで十分だったことも稀ではなかった」と報じるケースがあるものの、その真偽性は確かめられていない。これらに加え、強制立ち退きには、当該の人のもとより、子どもも含めて家族全員が巻き込まれたのも注目される。高齢などの事情で一部を残す場合もあり、そうした形で家族の離別が生じた例も知られているが、

大抵は一家揃って見知らぬ土地への立ち退きを強いられたのである。なお、1961年10月の強制立ち退きに向けて出された9月1日付内務大臣命令35号にも排除の対象となる者について6つのグループが挙げられているが、大筋で1952年の場合と似通っていること (Villwock 5; M. Wagner 99f.)、そればかりか、北ドイツ放送 (NDR) 系列のメクレンブルク＝フォアポンマーン・ラジオ局の詳細な報道によると、その命令には、「ボンの軍国主義者と報復主義者は自己の過去とまだ絶縁していない東ドイツの市民に依拠しようとしている」ので、「このような市民を従順にするためにはあらゆる手段を使うのをためらってはならない」と付記されていたことを付け加えておこう (Radio MV)。

留意すべきもう1点は、ここでいう粛清が広く知られている政党や団体などの組織の粛清ではなかったことである。粛清というとすぐに思い浮かぶのは、大勢のソビエト市民と亡命共産主義者の命を奪ったスターリンのそれであろう。また、あまり知られてはいないが、東ドイツの社会主義統一党でもスターリン主義的前衛党に変容していく過程で決して小規模とはいえない粛清が行われた (近藤 (4))。しかし、ここで視線を向けているそれは、なによりも国境地帯という空間の粛清として展開された。そして特定の空間が政治的に粛清されたという点では、近年関心を集めるようになってきた民族浄化と共通している。例えばドイツの敗北後に従来 of 東部領土やチェコスロヴァキアなどから1千万人を上回るドイツ系住民の大量追放が強行され、その過程で数百万に上る人々が命を落とした。また冷戦終結の直後に空中分解したユーゴスラヴィアでは民族浄化の名目でスレブレニツァの虐殺をピークにして集団レイブを含む途方もない惨劇が起こり、恐怖に駆られた膨大な難民が国外に逃れた (ナイマーク 190ff.)。それらに比べれば規模はかなり小さかったにせよ、戦後のドイツでも構造的に類似した浄化が独裁体制の下で実行されたといえる。これらはすべて強制移住という語に包摂でき、東ドイツの強制立ち退きも強制移住の一つの形態として位置づけられる。東西ドイツの国境地帯では「政治的に信用できない人物」を放置すると西側に逃亡する可能性がある一方、東にとどまればスパイや破壊工作の手引きをする恐れがあるため、国境地帯は浄化されなくてはならなかった。その措置の非情さは、主要な作戦の一つがナチスの用語を連想させる「害虫作戦」と命名されていたことから窺える。衛生の観点から害虫を駆除するかのよう、「政治的に信用できない人物」は故郷から情け容赦なく排除されなければならなかったのである。

ところで、その規模に関していえば、東ドイツで行われた強制立ち退きの悲運に見舞われた正確な人数は明らかになっていない。総数で1万1千人から1万2千人程度とする説がある一方、もっと多くて1万家族、人数で5万人にのぼると推定する見方

【表4】 テューリンゲンにおける強制立ち退き (1952年6月9日付報告)

郡	家族数	人数	農民	労働者	職員	手工業者
バート・ザルツンゲン	112	353	5	49	21	21
アイゼナハ	84	250	16	32	10	12
ノルトハウゼン	112	422	16	52	23	14
ミュールハウゼン	91	325	25	20	8	18
マイニンゲン	123	500	56	26	—	30
ザールフェルト	63	185	11	15	16	12
ゾンネベルク	106	377	13	33	38	35
ヒルトブルクハウゼン	80	312	32	21	12	11
シュライツ	123	376	18	64	23	33
ヴォルビス	95	323	33	28	6	25
総 数	989	3423	225	340	157	211

(出典) Wagner, Manfred, "Beseitigung des Ungeziefers...", Erfurt 2001, S. 23.

もあり、大きく分かれている。前者の立場の例としてはシュルトケやレーベゲルンがあり (Schultke 34; Lebegern 26)、他方、創刊間もない『フォークス』誌で「国境での忘れられた犠牲者」と題して強制立ち退きを報じたH.エムデは後者の見解をとっている (Emde)。この問題にここで軽々に判断を下すことはできないが、表4に示したテューリンゲンの内務省からベルリン中央の内務省責任者に宛てた1952年6月9日付完了報告書に挙げられた人数などに信憑性があると考えらるなら、5万人というのはいささか過大のように思われる。いずれにしても確かなのは、国境地帯の東ドイツ側で暮らしていた少なからぬ住民が政権の一方的な決定によって突然住居、仕事場、菜園や畑などの土地を奪われ、住み慣れた故郷から追い出されたという事実である。内部国境の一部を追憶の施設として保存するように運動している団体の代表は、「外に向かってはパレード、内に向かっては鉄条網」が東ドイツをシンボライズしていたとした上で、内部国境という「この場でこそ独裁の顔が典型的に示されている」と述べているが (Der Spiegel vom 12.8.1996)、その場合の内部国境には監視塔のような構造物ばかりでなく、それに付随していた強制立ち退きも含めることが必要とされよう。強権による無法ともいえる措置は、独裁体制がなければ実行できないと考えられるからである。

以下では政治的粛清の一環として捉えられるこのような強制立ち退きに照準を合わせ、それを生き証人の手記などに依拠して瞥見することにした。なるほど内部国境自体が今日では消滅しているので、そこで起こった出来事も今となっては霞みのかかった過去のエピソードの一つになっているのは否定できない。けれども他方では、存命の関係者の記憶の中で生々しくそれが生き続けているのも紛れのない事実といえ

る。そのことはM.メンゲが関係者から聞き取りをした際に「もうそっとしておいてほしい」という声があった反面で、「あなたが私に語りかけたその夜、私は泣きとおした」という言葉や、東ドイツでは起こせなかった被害の補償を求める動きがドイツ統一直後に出てきた事実から察知できる(Menge)。この点を念頭に置き、以下では「害虫作戦」と「固定化作戦」と名づけられた二つの出来事に焦点を絞り、内部国境地帯で行われた政治的粛清の輪郭を描いてみよう。

強制立ち退きを自ら経験したマンフレート・ヴァーグナーは東ドイツが消滅して調査が可能になってからこの出来事について調べ、2001年に『害虫の駆除』と題した著作を公表している。その後半部には強制立ち退きに関する様々な貴重な資料が収録されているので本稿でもそれらを利用していくが、その書の冒頭で彼は強制立ち退きの標準的な態様として次のように書き記している(M. Wagner 5)。早朝の5時半に玄関のドアを叩く音がする。制服を着た警官が二人の平服の人物と並んで立っていて、住居に入ることを求める。警官は住人に身分証明書を渡すように要求し、それを取り上げる。それから彼は署長である彼の上司の命令を読み上げる。そこには当該家族がこれまで一度も聞いたことのない村に本日以降居住することになったこと、7時に車が来ること、そして12時に家を明け渡し、永久に立ち去るべきことが記されている。その理由として告げられるのは、わが政府の平和を確保しようとする措置への返答として、国外の敵が犯罪的活動を強めているということである。この敵は犯罪的な目的のためならあらゆる人を利用するのを憚らない。それゆえにわが国は市民のために居住地の変更を命じる。それは国の安全と市民自身の安全という利益になる。最後に警官は12時という刻限が守られるように傍らの援助者に指示を与える。そして時刻になるとトラックに家財道具を積み込み、見知らぬ土地に向かって家族を運び去るのである。

この説明に続けてヴァーグナーは、普通の民主主義国であれば住民は警官の訪問が異例な時間であり、また住居は憲法で守られたプライベートな空間であることを理由に立ち入りを拒否するだろうとした上で、「現実に存在する社会主義の国で支配的な政治的空気のもとでは誰も拒否することなど考えおよばなかった」と付け加えている。さらに彼は、拒否したところで役には立たなかつたらしくと述べ、もし拒否したらそれは「国家的行為の妨害と見做されて処罰されたかもしれない」と指摘している。要するに、出発点である住居への警官の立ち入りが既に強権の発動だったのである(M. Wagner 5)。

ところで、実際の作戦には場所によって多少の相違が見られた。しかし、いくつかの手記や証言に照らす限り、大筋ではこのパターンで進行したとあってよい。そこで

まず「害虫作戦」から眺めよう。

(2) 害虫作戦

以下ではいくつかの手記や証言を取り上げるが、その際に留意すべきことがある。それは日記やメモなどがある場合でも数十年前の出来事を綴っているため、記憶違い、誇張、曖昧さなどの問題があり、現在ではその内容の信憑性を検証するのが難しいことである。とくに子どもの頃に立ち退きに直面した場合は、強烈な経験だったので細部まで記憶に刻まれているという言葉が見られる反面、その同じ人物が恐怖で泣き叫んでいたとも語っていて冷静な状態になかったことを考え合わせるなら、正確さに関して疑問が残るといわざるをえないであろう。これは手記などに依拠する場合に避けられない難点といえるが、他方では苦しみ、喜び、恐怖などの感情が表現されている点では出来事の経過だけではなく、意味を理解する手掛かりを提供しているともいえる（近藤 (3) 43）。そうした点を考慮に入れ、入手できた複数の事例をつき合わせた上で代表的と見られる手記などに照明を当てることにしたい。

それはさておき、「害虫作戦」の経緯についてはM.ヴァーグナーがテューリンゲン州に即して詳細に調べている（M. Wagner 15ff.）。けれども、いつごろから着想され、練り上げられたかまでは不明である。また人民警察と並んでシュタージや地元の社会主義統一党が動員されたのは明確だが、中央政府や党のどの機関で誰が中心になって立案されたのかも詳らかではない。ただ長大な境界線上の各地で一斉に発動されたことから、時間をかけて綿密に計画されていたのは間違いない。当時の情勢から判断すると、欧州防衛共同体条約の交渉が煮詰まり、西ドイツがそれに調印することが確実にになって再軍備が現実化してきたのにあわせ、対抗措置の一環として考案されたと考えるのが適切であろう。そのことは作戦が開始されたのが条約調印の当日すなわち1952年5月26日だったことから推察できる。

この日に作戦は各地で一斉に始まり、6月初頭まで続けられた。これについてはフィルヴォックが若干の証言を集めている。「1952年6月5日の朝5時ごろトラックの列がやってきた。それぞれのトラックには10人ほどの要員が乗っていた。警察の人たちが道路を封鎖した。狙われた13家族はベッドから引き立てられ、村役場まで連行された。そこで彼らに告げられたのは、諸君は体制の敵と見做される、諸君は直ちに境界領域を立ち去らねばならない、ということだった。だが、どこへなのかについては告げられなかった。彼らは荷台に積み込まれ、霧のなかを角を曲がって消えていった」（Villwock 3）。これは目撃者の証言だが、次は被害者自身の回想の一部である。「朝の4時に玄関のベルが鳴った。制服を着用し武装した男たちが押し入ってきて私たち

をベッドから引きずり出した。彼らは夜着のままの母を中庭に引きずっていった。背中に銃を押し付けられて母は手を高く上げたまま壁際に立たされた。子どもだった私たちは不安で泣き叫び、母にしがみついた。私には何がなんだか分からなかったが、細かいことまでまるで昨日のこのように鮮やかに覚えている。一人の将校が大声で怒鳴った。5分以内にトラックに乗れ。そのトラックは豚専用だ。彼は私たちのことを豚だと思ったのだ。彼が命じたとおりにことは進んだ。私たちの『立ち退き』には5分とかからなかった。別の男たちは家からいろいろな家財道具を引きずり出し、トラックに放り込んだ。おかしなことにその中には絨毯があり、書類の入った戸棚もあったが、家族それぞれのコーヒーカップはなかった。子どもたちには長靴下をはいていない者がいた。母は恐怖を抑えて普段通りに振舞い、もう一度家に戻ろうとした。すると男の一人が母の頭をゴム棒で殴りつけた。こうして母はトラックの荷台で子どもたちの間に横たわった。覆いのないトラックで銃を持った男が私たちを見張った。彼らが私たちをどこに連れて行くのかは分からなかった。途中で同じようなトラックを沢山見かけた。どこも取り乱した人ばかりだった。パート・ザルツンゲンが集合場所だった。泣き叫ぶ人たちを満載した多数の車をそこで見た。その間を制服を着て武装した男たちが犬を連れて歩き回っていた」(Villwock 4)。

次にロザリンデ・メアティンスの手記から要点だけを摘記しよう。

1944年生まれの彼女は害虫作戦当時は8歳だったが、出来事は幼い子どもの臉に焼きついた。1912年に生まれた父W.ヘスはレーン地方の村ベッテンハウゼンで代々暮らしてきた。1952年6月5日の早朝、家族全員がまだ眠っているところを警官によって起こされた。警官は武器で脅して父を村役場に連行した。父はそこで、自分は家族とともに自発的に故郷を立ち去るという声明文に署名するよう強要された。けれども父は署名を拒否した。その間に家では警察の補助員が家財をトラックに積み込んだ。警官が踏み込んだのはヘス一家だけでなく、村の14家族が同じ運命に晒された。一挙に14の家族が2時間以内にすべてを片付け、子どもたちと一緒に近所や友達に別れも告げずにベッテンハウゼンを去らなければならないというのである。「何世代にも互って暮らしてきたのに僅か120分で見知らぬところに何を持っていけというのか」。メアティンスは怒りを込めて当時の気持ちをこう記している。驚いて周りに出てきた人たちの間から、これはシベリア行きで、もう帰ってくることはないというひそひそ声が聞こえてきた。不安に包まれた彼女たちはトラックでマイニンゲン近くのグリムタールに連れて行かれ、貨物駅で降ろされた。そこには巨大な人間の群れがあった。何百人もの泣き叫ぶ家族が荷物を抱え、行き先も知れないままそこにいた。全員の表情は不安に満ちていた。シベリアへ連れていかれるのだという恐ろしい想念が人々を

捉えていたからである。両親と子ども3人のヘス一家はゴータ近くのゾンネンボルンに送られ、2部屋の小さな住まいに押し込まれた。あまりに狭いので収まりきらない家財道具は雨に濡れないようにして外の繁みに隠さねばならなかった。ゾンネンボルンの村民たちはどんな人たちが6月5日に送られてくるかについて事前に予告されていた。「注意せよ。やってくるのは反社会的な者、越境者、破壊工作者、人身売買人だ」。ヘス一家はこうして不信と差別の中で新たな土地での生活を始めねばならなかった (Mertins 69ff.)。当局の圧力を考えれば、職探しが容易ではなかったことも想像に難くないであろう。

最後の差別という点に関しては多くの人の証言がある。例えば1952年6月7日にデミッツという村を去ったC.フーマンは社会主義の敵というレッテルを貼られたのが最悪のことであり、「危ない人物」だからという理由で周りの人々は自分たちを避けたと述べている。「何かよからぬことをしたに違いない。さもなければ誰も追い立てられるようなことはない。人がそう思っているのが私にはいつも辛かった」 (Menge)。標的とされた人物を中傷するデマを流し、周囲から孤立させて無力化するのが、「解体」と名付けられたシュタージの常套手段の一つだったことは今では明らかにされている (Pingel-Schliemann 78ff.)。しかし、それは後年に限られたことでなく、早い時期から実行に移されていたのであった。誰にも見送られず、多くの家財を遺したまま故郷を追われる強制立ち退き自体が理不尽きわまる措置だったが、それには新たな土地での孤立という残酷な処置が追い打ちをかけていたのである。

もう一つの留意点は、立ち退かされた人々が移送の途上でシベリア送りという悪夢に慄いていた事実である。そのことは建国から3年たった1952年になっても東ドイツがソ連の実質的な支配下に置かれているという感覚が強かったことを物語っている。その当時には東ドイツ国内にソ連の軍事法廷が存在したが、そこで死刑判決を下されたカッコづきの政治犯たちはソ連に連行されて処刑された。その事実が広く知られていたとは考えにくいとしても、一般的に見て、処刑にまで至らなくても政治的な犯罪者の烙印を押されると、罰としてシベリア送りに処されると信じられていたのであった。戦争捕虜としてソ連国内で強制労働に服したドイツ軍兵士やソ連に送られた政治犯にとっては極北のヴォルクタが戦慄の地として知られているが、シベリアのイメージもそれと重なっていたといえよう。因みに、1961年の「固定化作戦」の被害者の手記を読んでも、どこにもシベリアの名は登場しない。このことは、政治犯に対する処罰としてシベリア送りがもはや連想されなくなっていたことを示していると思われる。同時に、そのことはまた、西ドイツから一貫してソ連占領地区と呼ばれたのに反し、東ドイツを色濃く覆っていたソ連の影が当の住民の意識の中で薄らいだことを示

唆していると考えられよう。

ところで、既述のとおり、ここに記した「害虫作戦」は1952年5月末から実施されたものであり、それまでの境界線を堅固な内部国境に作り変え、空間を浄化するために強行された。それと並ぶもう一つの「固定化作戦」は1961年10月に行われたが、これにも同じような背景があり、同年8月にベルリンに壁が作られて西ベルリンが外界から遮断されたことに関連している。いずれも東西へのドイツの分断を強固にし、境界線を東の立場から安全にして東ドイツに対する西ドイツの脅威や吸引力を断ち切ることに主眼が置かれていたといえよう。無論、西ドイツが再軍備の決定に基づいてNATO加盟とともに1956年に徴兵制を実施したのに加え、経済の奇跡により繁栄に向かって突進していたことを考えれば、軍事面はともかく経済面で大きく立ち遅れた東ドイツとの差が開き、何事につけ西ドイツと比較された東ドイツ指導部の焦燥感が強くなっていったという違いがあった。それでは「固定化作戦」とはどのようなものだったのだろうか。次にこの作戦に視線を向け、手記などを参照しながらあらましを描いてみることにしよう。

(3) 固定化作戦

1961年8月13日に突然西ベルリンを取り囲む壁の建設が始まった。そこには最後の逃げ穴になっていた西ベルリンへの不法越境を許さないという東ドイツ政権の断固たる決意が示されていた。その強固な意思は次の点にも表れていた。ベルリンに壁が作られた日から9月4日までに3108人も東ドイツ市民が逮捕され、その多くが反国家的な煽動や国家に対する誹謗中傷という罪状だったことである (Quillfeld 11)。

そうした逮捕の波に続いたのが「固定化作戦」である。これについても証言がいくつもあるが、以下ではゲオルク・ヴァーグナーとアンネグレート・ビットナーのそれを取り上げよう。なお、前者は強制立ち退きを調べた『害虫の駆除』を著したヴァーグナーとは別人であり、両者には全く関係がないことを付記しておく。

1925年にアイゼナハ近郊で生まれたヴァーグナーは、ヘッセン州と境を接するガイザという小さな町で成長した。父は運送業を営む傍ら小さな農地を耕し、息子もそれらを引き継いだ (G. Wagner 84ff.)。1950年に結婚した妻マルガレーテとの間に3人の子がいたが、妻の実家と同じくヴァーグナー家の農地もやがて500mの保護地帯とされる区域のなかにあった。東ドイツから西ドイツに逃亡したユーバーグードラーのなかには多くの自営業者や農民が含まれており、彼らの逃亡理由として、生産協同組合の設立とそれによる集団化に対する反撥が重要だったことは前述したが、仮にその望みを抱いたとしてもヴァーグナー一家には逃亡という選択肢は事実上存在しな

かった。というのは、母親が長く病床に伏せていたからである。また住居を新築したばかりだったことも逃亡を思いとどまらせた一因だった。「1961年までに奴らも学んだ」とヴァーグナーがいうように、内部国境の管理は年を追うごとに嚴重になっていたので、「逃げ、逃げるなら今のうちだ」と忠告してくれる者もあったが、彼は東ドイツにとどまるつもりだった。

そうしたなかで1961年10月3日が巡ってきた。その日、夜がまだ明けないうちに平服のシュタージが家に押し入ってきた。背広の下にはピストルが見え、制服着用の者もいた。そのなかのガイザの町の職員が、「なぜ私たちがここにいるのかお分かりですか」とヴァーグナーに問いかけた。知らないと答えるとこういった。「あなた方は東ドイツの立入り禁止区域から直ちに遠ざけられねばなりません。ボンの軍国主義者と戦争推進者たちが打ちのめされれば、故郷に戻ることができます。これはすべてあなた方の安全のために行われるのです」。妻が実家の父に電話させてほしいという結構ですという返事だったが、電話線は既に切られていた。妻がさらにいつごろ戻れるかと問うと、「4週間、6週間、それとも……」という曖昧な答えが返ってきた。立入り禁止区域のスタンプが押された身分証明書は無効になり、家族全員が取り上げられた。

移送の前にヴァーグナーは町役場に行かねばならなかった。農地を生産協同組合に委託する書類に署名するためである。自営の運送業者として彼は3台のトラックを所有し、7人を雇っていたが、トラックは無償で没収された。

立ち退きの経過を近くに住む多くの住民が見守ったが、彼らには「もし君たちがヴァーグナー一家を訪問しようとするれば、君たちも同じ道を辿ることになる」と告げられた。教師のかたわら新聞の通信員をしている近所の男があとで新聞にこう書いた。「これらの連中が片付けられる素晴らしい時がきた。この連中は信用できない分子なのだ」。こうして一家はガイザを立ち退いたが、その過程についてヴァーグナーは、「秒きざみの速さで我々は普通の人間から重罪人に変えられてしまった」と述べている。実際、妻の記憶では、強制移送に抵抗したために手錠をかけられてトラックに積み込まれた人もいた。そしてその後長く辛く思われたのは、なぜ一家が立ち退かされたのかという理由が不明なことだった。ドイツ統一後にシュタージ文書が閲覧できるようになり、数多くの背信行為が明るみに出て社会に疑心暗鬼が広がったのは周知のとおりだが、それを見たヴァーグナーもショックを隠せなかった。彼は次のように語っている。長い間、「なぜ私たちが去らねばならなかったかを知ることができなかった。転換の後に閲覧できたシュタージ文書から、私が親衛隊にいたということが明らかになった。それはまったくの嘘である。けれども、嘘から自分の身を守ることはで

きなかった。それと同じく辛かったのは、私を密告したのが私と同じガイザの住民だったことである」。さらに密告に関して最悪の出来事だとして、「もし住民が名指しした人たちがすべて立ち退かされてしまったならば、立入り禁止区域は完全に空っぽになっていただろう」とも付け加えている。この言葉は、密告がどれほど頻発していたかを暗示するものであろう。

それはともかく、立ち退きの当日、係官が家々を訪れて西側とのコンタクトを調べて回った。そして怪しいことがあるとヴァーグナー一家と同じことになるぞと威圧し、不安を煽って住民たちを従順にしようとした。ヴァーグナー家では家財道具がトラックに積み、12時までに出発することになった。ところが、介護の必要な母は置いておくように指示された。名目は家屋や農地などの残される財産の管理ということだったが、それらはいずれも接収された。指示には従う以外になく、また住居には後で内部国境の監視要員が6人の子どもとともに入居したことを知った。ヴァーグナー一家を乗せたトラックは暗くなってからイルメナウに到着した。そこが決められた新たな居住地だった。その地の社会主義統一党の幹部が一家を待ち受けていて新たな住居を指定したが、あばら家である上に家主の女性には犯罪者が来ると告げられていて、大きな不安を抱いていた。

援助が来たのは教会からだだった。とくに近所のカトリックの教師夫婦が親切にしてくれ、子どもたちを世話してくれたので、ヴァーグナー夫妻は今も感謝しているという。強制立ち退きの家族には監視を兼ねた世話係がつけられた。新たな職としてヴァーグナーに定められたのは、HOとして知られる大型スーパーでの簿記の仕事だった。しかし賃金が安くて家族を養うことはできなかった。ここでも教会が援助し、ヴァーグナーのために醸造所での仕事を見つけてくれた。そのために醸造所の経営者には接収の圧力がかかったので運送会社に転職した。それはガイザで雇用していた一人がその会社を知っていて仲介してくれたお蔭だった。こうしてヴァーグナーは運送会社の経営者からトラック運転手となって生計を立ててきたのである。

それではビュトナーの場合はどうだったのだろうか (Büttner)。

ビュトナーは戦争勃発の前年の1938年にハイリゲンシュタットに近いシェーナウという住民100人ほどの小村で生まれた。父親は飲食店のほかに農業に携わっていたが、戦争が始まると召集されて東部戦線に従軍した。しかし敗北間近の1945年4月に重傷を負い、帰郷してからも家族を養うだけの仕事をすることはできなかった。その上、戦争犯罪者に位置づけられたので、年金を受給することもできなかった。1944年にビュトナー一家に人手不足を補うためにポーランド人の少女が配置されたが、強制労働の問題には触れられていない。ただドイツ降伏の時点でポーランド人が村人に襲

いかかり、村内を荒らしまわったこと、その後で当初テューリンゲンを占領したアメリカ兵が狼藉を働き、アメリカ軍が撤退すると入れ替わったソ連兵が銃器やナイフで住民を脅したことは言及している。

村は東西の境界線から5km以上離れていた。しかし1952年に5kmの立入り禁止区域が設けられると、交通面の理由から立入り禁止区域に組み入れられた。ウダーという隣村から来るにも通行許可証が必要になったため客が減り、飲食店は閉鎖に追い込まれた。

しかし副業だった農業だけでは生活が苦しいのに加え、強制的な引渡し分が年々引き上げられた結果、卵やミルクなどの自家消費分すら不足し、一家は苦境に追い込まれた。飲食店を畳んだ母は食料品店に切り替えたが、零細な店であるのに加え、十分に働けない父を抱えてどうやって母が生計を維持していたのか分からないとビュトナーは記している。

1952年の害虫作戦をビュトナー一家は免れた。しかし近隣の村は直撃を受け、知り合いの家族は何もしていないのに重罪人のように強制移送された。だから母はそのときからいつかは自分たちが標的になるという予感を持ったという。そのため母は父に次は我が家の番だから一緒に西に逃れようと提案したが、父は同意しなかった。彼には同じような作戦が繰り返されるとは考えられなかったのである。労働者と農民の子どもではないので息子や娘が進学で差別され、職業的展望がもてなかったこと、東ドイツ建国時に長男が西に逃亡して一家が睨まれ、要注意人物とされたに違いないことも母が逃亡を考えた一因だったと思われる。

1956年には次男であるアンネグレートの子、長女である姉、弟にあたる三男が相次いで西に逃亡した。そのために一家がブラックリストに載せられたのは確実だった。兄弟たちはその後、生家を二度と見るができなかった。一方、西に移った次男と長女のそれぞれの結婚式に東から誰も立ち会うことができなかった。いずれも越境の申請が拒否されたためだった。

1960年に結婚したアンネグレートは夫ともにハイリゲンシュタットの大型スーパーHOで牛乳販売を任せられ、顧客もできて仕事は順調だった。しかし、「1961年10月3日に私たちの日の浅い幸運は突如破壊された」。この日の朝5時半に家の前に止まった何台ものトラックの騒音で夫婦は眼を覚ました。最初は事故かと思ったが、玄関を激しく叩く音がして、「すぐに開けよ」という叫び声が聞こえた。扉を開くと8人ほどがなだれ込み、両親と娘夫婦の寝室に押し入った。男の一人が退去を命じる文書を読み上げる間にほかの者たちが箆箆や柵から無差別に収納物を引っ張り出した。母の泣き声が聞こえたが、監視に妨げられて行けなかった。両親がつがいのガチョウ

を、娘夫婦が小鳥をつれていくことは許された。4台のトラックへの積み込みが終わった昼になって娘夫婦と両親が別々の場所に連れて行かれ、介護の必要な寝たきりの祖母が一人取り残されることが分かった。アンネグレートは必死に乗るのに抵抗したが、後から振り返るとすべてが現実離れしていて、まるで夢でも見ているようだったという。

両親が連れて行かれたのはエアフルト近郊のテットレーベンという所だった。そこで両親にはねずみだらけの住まいがあてがわれた。他方、娘夫婦はバート・ベルカに送られた。隣のウダーを通過するとき、夫はそこで暮らしている父親に別れをしたいと希望したが撥ね付けられた。病床の祖母は数日間近所の人が世話をしてくれ、祖母の姪に連絡した。そのため祖母は姪に引き取られた。「私たちから故郷を取り上げたことはひどいが、家族を別れ別れにしたことはもっとひどい。私はシュタージの奴らを決して許すことはできない」。ビュトナーは手記にこう書きつけている。

新たな土地での暮らしも楽ではなかった。彼らは人身売買人、越境請負人、妨害工作員だという風評が到着する前から流布されていたからである。そのために仕事が見つかっても長続きせず、転々としなければならなかった。失業がないことを誇った東ドイツにも実は失業は存在し、勤労重視の裏返しで速やかに就業しないと処罰されたので、要注意人物のレッテルを貼られた者は職探しの際にプレッシャーと妨害の二重の困難に直面したのである。窮余の策として、夫が石炭の採掘、妻が皿洗いなどに従事したのはこのためだった。仕事のほかに住まいの面でも当局による嫌がらせは執拗に続けられ、幾度も申請したにもかかわらず家族の再会も妨害された。ただ西ドイツにいる兄弟たちからの贈り物は届いたという。ビュトナーが「私たちは繰り返し困難にぶつかった」と振り返り、「長期にわたって私たちにかくも大きな不法が加えられることになるとは考え及ばなかった」と感慨深く記しているのは、こうした事情に起因しているのである。

以上で1952年の害虫作戦と1961年の固定化作戦という東ドイツで起こった強制移住の概要を手記や証言に即して眺めてきた。それらを照合してみると、二つの作戦には共通点が多く、ほとんど同一だったとさえいえることができよう。密告を含む情報収集によって対象者が選び出されていたこと、それに基づいて前触れなしに未明に押しかけること、その一団が人民警察、シュタージ、地元の社会主義統一党の幹部、役場の職員で構成されていたこと、トラックで乗り付け、有無を言わず家財を搬出すること、時には家族を引き裂いてトラックに積みこんだ上、行き先を知らせずに連れ去ること、そして狼藉の大義名分として該当者の安全確保を告げることである。最後の点に関しては、強制移住先が内部国境から遠い後背地だったことが注目される。そこ

は自由に選んだ場所ではなく、命じられた土地だった。立ち退きの名目は内部国境地帯の安全だったから、安全確保が十分になればそこを離れ、故郷に帰還することが可能になるはずだった。ところが、命じられた場所は永住の地になったのである。その事実から安全という名目が最初から欺瞞だったことが読み取れる。これらに加え、新たな居住地での冷遇や嫌がらせも類似していた。さらに全般的な背景として東西陣営とりわけ東西ドイツの間の緊張が高まっていた点に共通面があることも指摘できよう。

その一方で、次の点も見逃してはならないであろう。それは、二つの作戦を見ていくと、軍事的緊張の高まりゆえに警戒を強化する必要がある、そのためにとりわけ内部国境地帯で管理が厳重化されたという公式の理由づけに沿った説明では済まされない大きな問題が浮かび上がってくることである。その問題というのは、民主主義を標榜する国家ならば尊重されるはずの人権無視が甚だしく、東ドイツの法令に照らしても違法な行為が住民環視のもとでまかり通ったことである。標的として選び出された人々は根拠の曖昧な理由で「政治的に信用できない人物」という烙印を押された。そして法的手続きを無視して、意思に反して強制立ち退きに処され、それを見守った近隣の住民には威圧が加えられて、あたかも見せしめ裁判に集められて立ち会わされたときと同様の光景が見られた。その上、見知らぬ土地に移送された被害者たちにはその地の住民と交わるのを妨害する周到な工作が行われ、差別と嫌がらせは半永久的に続けられた。実際、もし東ドイツが崩壊しなかったならば、それは終生続いたかもしれない。不確かな情報に基づいて彼らは政権側から忠誠度が怪しまれただけであり、実際に反抗的だった場合も含め、法的には無実だった。にもかかわらず、強制立ち退きの日から突如人生が暗転して、罪人のように生きるのを強いられたのである。

5. 内部国境の歴史的意義

ヒトラーの第三帝国は千年王国どころか僅か12年で崩壊し、新たな支配者として戦勝4カ国がドイツを占領した。しかしその占領は恒久的ではなく、占領目的が達成されれば終結することが予定されていた。それまでの間、米英仏ソがドイツを4つの占領地区に分割し、それらの間に境界線が引かれた。ソ連占領地区と米英のそれとは接していたが、それらを区切る境界線は他の場所の境界線と異なるものではなかった。戦時期にナチ・ドイツに対抗して連合国は大同盟を構築し、ドイツ軍と死闘を繰り広げたソ連には大量の軍需物資がアメリカから供与されて勝利に貢献したが、均質な境界線の存在は大同盟が存続していたことの反映でもあった。

それらの境界線上には標識が立てられ、樹木にペンキで目印が付けられたりしたほ

か、監視のために兵士が配置された。また越境には許可証を要件とすることも取り決められた。しかし、前掲の図5が示すように、そこにはいまだ緊張感が漲っていたとはいえなかった。実際、戦争終結の前後から人の大規模な移動が起こり、それを制御するのは僅かな監視要員では実質的に不可能だった。ドイツには東部領土やチェコスロヴァキアなどから大量の避難民や被追放民が流入したのに加え、復員するかつての国防軍兵士、疎開先から故郷に帰還する一般市民や学童、強制労働から解放されて帰国する膨大な外国人などがドイツ内を移動していたからである。その結果、境界では事実上フリー・パスの状態が現出し、安全な場所や家族との再会などを求める間断のない人の流れが続いた。その流れは境界線で途切れることはなかったのである。

しかしながら、1947年のトルーマン・ドクトリンやそれに続いたマーシャル・プランによって米ソ間の協調がひび割れ、対立の様相が色濃くなるにつれて境界線にも変化が見られるようになった。ドイツ降伏後、それぞれの占領地区には軍政部が設置されたが、その下にドイツ人を主体とする行政機構が築かれ、戦災で破壊された生活インフラの修復とその前提となる住民の管理を強めていた。その際、管理の対象としての住民の把握が必須になると同時に、生活物資が欠乏している状況では、無制限な流入に伴う余計な負担を避けることも求められた。一例として食糧面を見るなら、配給の標準とされた一日あたりの摂取カロリーが占領地区による差はあってもおしなべて著しく低い水準に抑えられていたのであり (Plato/ Leh 35ff.)、それに照らしただけでも戦勝国の軍政部にとって占領が重い負担になっていたことが看取できる。流入の統制はそのために不可欠になったのである。さらに新たな行政機構の一翼として国境警察が新設されたのも無視できない。当初は境界線に配置された占領軍兵士を補助するのが任務とされたが、次第に兵士に代わって境界線の監視を担当するようになった。また初期には人員が少なくても効果も小さかったにしても、増員につれて実効が高まった。こうして無統制な移動を阻止する動機に加えて態勢が整うようになってきたところで米ソの協調から対立への旋回が生じたのであった。その結果、米英仏3カ国の占領地区間の境界線とソ連占領地区との境界線が異質なものになっていったのは当然であろう。前者では監視が緩やかでも、後者では厳しさが増していったのである。

もっとも、冷戦の兆候が色濃くなる過程ではソ連占領地区との境界線に東側から従来より多くの要員が張り付けられ、警備と監視が厳重になったものの、それまであった鉄条網や遮断棒に新たな設備が付け加わったわけではなかった。そのため越境には困難の度合いが増したとはいえ、前出の図2にあるユーバージードラー数の推移が示すように、依然として大規模な越境が可能だった。同時にそれが主として東から西に向かう流れとして続いた点にも注意を要する。とりわけ冷戦の激化に伴い予想外の出

来事としてドイツの東西分断が起こり、二つのドイツが建国されると、その流れは重要な意味を帯びるようになった。一つは、東ドイツに建設される社会主義への反対という意味である。すなわち、西への逃亡は「足による投票」であり、社会主義拒否の意思表示と見做されたので、東ドイツの国家的威信に関わる由々しい問題と考えられたのである。もう一つは、労働力の流失という意味である。西に逃亡した人々の中には働き盛りの年代に当たるか、あるいは専門職や技術者などが多く含まれていた。この人々は社会主義建設に必要とされる貴重な労働力だったので、彼らの逃亡は計画に支障を来たすだけでなく、誕生したばかりの東ドイツの存続すら危殆に晒しかねないと受け止められたのである。

東西陣営間の軍事的緊張を高める西ドイツの再軍備問題が1952年に具体化したのは、このような背景のもとでだった。この年に東ドイツで公式に社会主義建設が目標として掲げられたことを考え合わせれば、東西ドイツの対立が一気に高まったのは容易に理解できよう。東ドイツ政権は政令を発してそれまでの境界線を内部国境に改造する方針を公にし、保護地帯や立入り禁止区域の新設を打ち出したのである。今日まで記憶に焼き付けられている内部国境はこの決定に基づいて出現したのであり、そのものものしさが与える強烈な印象は、それ以前に存在した長閑な境界線の記憶を打ち消してしまったといえよう。現に1952年に原型が固まった内部国境はその後に自動射撃装置のような新たな設備が補充されて一段と堅固になったものの、外観自体は大きく変わらなかった。そしてこの改造に伴って実施されたのが、上述した強制立ち退きだったのである。

強制立ち退きについてはこれまでほとんど知られていなかったが、それは文字通り内部国境地帯という空間の政治的粛清として展開された。害虫作戦と固定化作戦という二つの措置に即して見たように、内部国境地帯の政治的粛清は情け容赦のない過酷な措置であり、対象にされた人々の人生を大きく狂わせ、悲劇的とも呼べる事態を招きながら推進された。とはいえ、その強制立ち退きは人目に付かないように進められたのに加え、ベルリンの壁の不法越境のようにドラマティックでもなかったもので、これまでほとんど世人の関心を引き付けてこなかった。ドイツ内部国境がベルリンの壁の大きな影に蔽われているだけでなく、内部国境を眺める場合にも監視塔や金属柵、地雷原などには眼が向いてもその背後に広がる立入り禁止区域にまでは視線が届きにくかったことを考えれば、強制立ち退きが視野に入らなかったのは不思議ではなかった。ところが、強制立ち退き問題を掘り下げていくと、自身が定めた法令よりも独裁政党自体の意思が優先し、その党と指導部をとりわけ初期にはフルブルックのいう「パラノイア・メンタリティ」が包んでいたという東ドイツの支配の特徴が浮き彫りにな

る。社会主義統一党はシュタージ、人民警察、地元の社会主義統一党、町の公務員などを総動員して「政治的に信用できない人物」を排除しようとしたのであり、疑わしい者は処罰するという指針に基づき、司法的手続きの形式すらとらずに法治国家の原則に反して行動したのである。

ドイツ統一から20年ほど経過するなかで活発化したいわゆる不法国家論争を踏まえ、F. ヴェアケンティンは2012年の著作で、「不法国家という呼び方に反対する者ですら、ドイツ統一後に東ドイツが法治国ではなかったこと、東ドイツの文字に書かれた法はそこで支配する社会主義統一党には当てはまらなかったことを認めている」と述べている (Werkentin (2) 5)。このうち後段の指摘は、別稿で照射した政治犯のケースと同様に (近藤 (3))、強制立ち退きにも的中するであろう。なるほど被害を被った人数は定かとはいいがたく、それほど多くはなかったとってよいかもしれない。またそのことが広範な関心と呼ばなかった一因でもあったと考えられる。とはいえ看過できないのは、そこに反法治国家的な行動様式という重大な問題が垣間見える点である。法の上に党が立ち、それゆえに党の必要に応じて実定法が破られるという不法性と、法治国家の土台をなし憲法で保障された人権が蹂躪されるという二重の意味で、東ドイツ支配体制の問題性が内部国境に付随した強制立ち退きに露呈していたことが重視されるべきであろう。中部ドイツ放送 (MDR) の報道番組で、「作戦のための法的基礎は存在しなかった。それはもっぱら国家保安大臣の命令と指示に基づいて、東ドイツの憲法に明らかに違反していた」と伝えたのは、不法性の側面を正確に言い当てていたのである。「1945年以後のソ連占領地区ないし後の東ドイツを立ち去るために人々が命を懸けねばならなかったという事実は、東ドイツという国の特徴を浮かび上がらせる光を投げかけている」 (Brinkmann 2) とするなら、内部国境地帯からの強制立ち退きという出来事も同じ光を東ドイツに投じているといえよう。

それに加え、このように犠牲を強いて築かれた内部国境が拡充されたのは、1962年のキューバ危機で頂点に達した冷戦が一転して平和共存に向かってからであり、軍事的必要が薄れてきていた段階だった。その事実が示唆するのは、軍事上の安全確保が大義名分として相変わらず謳われたにせよ、内部国境の実際の存在理由が主として東ドイツ市民の逃亡を阻止することに置かれるようになったことである。政権側から「反ファシズム防護壁」と呼ばれ、外敵からの防御が公式の目的とされたベルリンの壁の主眼が市民の逃亡を阻むことにあったのは最初から明白だったが、それと同様に内部国境もまた、東ドイツ市民を閉じ込めるための設備という性格を濃厚にしていった。「壁を撤去せよ」から「壁を緩やかにせよ」へと西ドイツの要求が変わったことに端的に見られるように (Hüttmann 37)、東西ドイツ間に1972年に基本条約が結ば

れ、東西ドイツの関係が安定化していったのは周知のところであろう。にもかかわらず、それ以降も自動射撃装置や地雷が増設され、内部国境がますます頑丈にされていった事実は、自国民を閉じ込める政権の意思が変わりがなかったことを物語っている。なるほど1975年の全欧安保協力会議のヘルシンキ最終文書に東ドイツも署名し、人権尊重を対外的に公約したものの、その後も人権の一部である出国の自由は巧妙に否定されたのであった。それだけにソ連のペレストロイカを引き金にして東欧諸国の共産主義体制が弛緩し、その影響を受けて1989年半ばから東ドイツ市民の大量脱出が始まると、頑強に見えた東ドイツの独裁体制も動揺せざるをえなかった。自国民を閉じ込めようとしても奔流になって押しとどめるのが不可能になり、それを起爆剤にして民主化を求める運動が大きくなうねりになった時、国家としての東ドイツが急速に瓦解していったのである。

結び

以上でドイツを東西に分断した境界線が内部国境に変わったことや、その内部国境が拡充されて死の恐怖が漂う静寂の地帯になっていった過程を追跡してきた。降伏に続いた占領が事実上アメリカ一国によって実施され、敗戦が分断につながっていかなかった日本では、東西分断はドイツの悲運ないしホロコーストなどの残虐に対する懲罰と捉えられ、自国とは無関係な出来事と解されてきた。ベルリンの壁が広くドイツ分断のシンボルと見做されてきたのはその例証だったといえる。というのは、ベルリンの壁の背後には延々と続く内部国境があったのに、その存在は意識の片隅に追いやられて注意が向けられることはほとんどなく、分断への関心が希薄だったからである。同時にその分断が最初から一貫して嚴重だったという思い込みが強く、変化があったことが視野の外に置かれてきたことも、その希薄さを示す例証であろう。このような結果になったのは、同じ敗戦国である事実が話題に上ることが多くても、分断を経験しなかった日本ではその重さが感受されなかったからだと思われる。

それはさておき、分断国家西ドイツにおいても、戦後生まれの世代にとっては分断は所与の既成事実であって、格別に関心を呼び起こすものではなかった。統一後の1991年に首都問題が論議の焦点になったとき、当時のコール首相やヴァイツゼッカー大統領がボンからベルリンへの移転の旗振り役になったのに対し、若手の政治家が押しなべてボン残留を支持したのも、分断以前のドイツへの郷愁がないことが主要な原因だった（近藤 (5) 39f.）。そうした郷愁が共有されていなければ、分断の現実から

生じる悲嘆や怒りが理解しがたくなるのは避けられないであろう。分断下で成長した人々にとっては東ドイツは外国の一つであり、内部国境が存在するのは戦争を経験した年長世代がいうほどには異常なこととは感じられなかったのである。

このような事情のため、現実には西ドイツでも内部国境が変化してきた事実はそれほど知られていたわけではなかった。それは東ドイツに関する知識が全般的に希薄だったことにも照応していた。けれども、戦後のドイツ史の展開を振り返る場合、東西分断が重い事実だったことへの注意が必要になるのは改めて指摘するまでもない。

ところで、本稿で詳述したように、境界線から内部国境への変化とそれに続いた拡充は、東ドイツという国家の歴史と支配の性格を映し出しているといえよう。なぜなら、ベルリンの壁と同じく、殺伐とした内部国境は東ドイツの生存条件そのものになっていたからである。ベルリンの壁の建設によって大規模な人口流出が止まり、それを境にして東ドイツは安定化した。その際、往々にして拡充された内部国境によって壁が補強されていたことが軽視されてきた。しかし、事実関係に照らすなら、むしろベルリンの壁は内部国境の一部であり、その補完物だったと位置づけるのが正確であろう。

このような観点から見れば、ベルリンの壁を「冷戦および20世紀後半のヨーロッパ史とドイツ史の実物展示場」と呼び、「その全景をうつすパノラマ」だと形容したヴォルフムルの説明は適切とはいえなくなる。それは、大都市の真っ只中を貫く壁が誰の目にも異様に映るという感覚や、壁が身近にあって否応なく目に付き、時には監視員が発する銃声が住民の耳に届くほどだったという普通の市民の実感に引きずられた評価のように思われる。たしかに森や野原を縦断していた内部国境は日々の暮らしのなかで目の当たりにすることは少なく、ましてや観光の対象としてわざわざ訪れる人はいなかった。けれども、大都市を引き裂いたドラマティックなベルリンの壁よりも、むしろ幅広い立ち入り禁止地帯によって住民の生活の場から隔てられ、死に至る静寂に包まれていた内部国境こそ、東ドイツの支配の本質を映し出し、ドイツ分断の過酷さを表現していたといえる。恐怖に覆われていた長大な内部国境は、ドイツ統一が実現した後、環境NGOの中心であるドイツ環境自然保護同盟(BUND)が緑地帯に改造する計画を立て、土地の買収などのために募金活動を実施した(井関 121f)。これには連邦と州の政府による支援もあり、同盟の主要なプロジェクトになっている。それが実を結び、緑に彩られた長閑な風景が再生したとき、内部国境としての過去は記憶の中にどのようにとどめられているであろうか。たとえいつかは昔話の一齣にすぎなくなるとしても、今日、分断を刻みつけられたドイツ現代史を振り返るとき、変容を続けた内部国境を逸することはできないのである。

参考文献

- Ammer, Thomas, Flucht aus DDR, in: Deutschland Archiv, H.11, 1989.
- Bauerkämper, Arnd/ Sabrow, Martin/ Stöver, Bernd, Die doppelte deutsche Zeitgeschichte, in: Arnd Bauerkämper/ Martin Sabrow/ Bernd Stöver, hrsg., Doppelte Zeitgeschichte, Bonn 1998.
- Bispinck, Henrik (1), "Republikflucht" : Flucht und Ausreise als Problem für die DDR-Führung, in Dierk Hoffmann/Michael Schwartz/Hermann Wentker, hrsg., Vor dem Mauerbau, München 2003.
- Bispinck, Henrik (2), Motive für Flucht und Ausreise aus der DDR, in: Bettina Effner/ Helge Heidemeyer, hrsg., Flucht im geteilten Deutschland, Berlin 2005.
- Bollmann, Ralph, Die Rückkehr der Grenzen, in: Frankfurter Allgemeine Zeitung vom 16. 2. 2016.
- Bräutigam, Hansgeorg, Die Toten an der Berliner Mauer und an der innerdeutschen Grenze und die bundesdeutsche Justiz, in: Deutschland Archiv, H. 6, 2004.
- Brinkmann, Jochen, "Können Sie mir sagen, wie man Heimweh ausmerzt ?" Lebenswege an der Grenze im Gebiet Wernigerode, Magdeburg 2002.
- Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen, Die Flucht aus der Sowjetzone und die Sperrmassnahmen des kommunistischen Regimes vom 13. August 1961, Bonn 1961.
- Büttner, Annegret, Vertrieben-verfolgt-verleumdet: Der Verlust der Heimat, Erfurt 1999.
- Chowanetz, Rudolf, hrsg., Erich Honecker. Ein Leben für das Volk, Berlin 1987.
- Cornelsen, Dori, Die Volkswirtschaft der DDR, in: Werner Weidenfeld/Hartmut Zimmermann, hrsg., Deutschland-Handbuch: eine Bilanz 1949-1989, München 1989.
- Effner, Bettina/ Heidemeyer, Helge, Die Flucht in Zahlen, in: Bettina Effner/ Helge Heidemeyer, hrsg., Flucht im geteilten Deutschland, Berlin 2005.
- Emde, Heiner, Vergessene Opfer an der Grenze, in: Focus vom 22.2.1993.
- Feist, Peter, Die Berliner Mauer 1961-1989, Berlin 1997.
- Flemming, Thomas/Koch, Hagen, Die Berliner Mauer, Berlin 2001.
- Frank, Sybille, Der Mauer um die Wette gedenken, in: Aus Politik und

- Zeitgeschichte, B31-34, 2011.
- Fulbrook, Mary, Herrschaft, Gehorsam und Verweigerung, in: Jürgen Kocka/
Martin Sabrow, hrsg., Die DDR als Geschichte, Berlin 1994.
- Gries, Rainer/Satjukow, Silke, Wir sind Helden: Utopie und Alltag im Sozialismus,
Erfurt 2008.
- Heidemeyer, Helge, “Antifaschistischer Schutzwall” oder “Bankrotterklärung des
Ulbricht-Regimes” ?, in: Udo Wengst/ Hermann Wentker, hrsg., Das doppelte
Deutschland, Berlin 2008.
- Hertle, Hans-Hermann (1), Die Berliner Mauer, Bonn 2011.
- Hertle, Hans-Hermann (2), “Grenzverletzer sind festzunehmen oder zu
vernichten”, in: Aus Politik und Zeitgeschichte, B31-34, 2011.
- Hertle, Hans-Hermann/Sälter, Gerhard, Die Todesopfer an Mauer und Grenze, in:
Deutschland Archiv, 39 Jg. H. 4, 2006.
- Holzweissig, Gunter, Grenzregime und Mauerbau, in: Annette Kaminsky, hrsg.,
Orte des Erinnerns, Leipzig 2004.
- Hüttmann, Jens, Geschichte der innerdeutschen Beziehungen 1945-1989, Erfurt
2012.
- Judt, Matthias, Aufstieg und Niedergang der “Trabi-Wirtschaft”, in: Matthias Judt,
hrsg., DDR-Geschichte in Dokumenten, Berlin 1998.
- Krakat, Klaus, Handwerk und Gewerbe, in: Horst Möller u.a., hrsg., Lexikon des
DDR-Sozialismus, Bd.1, Paderborn 1997.
- Lapp, Peter Joachim (1), Dauerausnahmestand. Die Überwachung der
Grenzbevölkerung in der DDR, in: Deutschland Archiv, H. 2, 2002.
- Lapp, Peter Joachim (2), Die Mauer: Eine Grenze durch Deutschland, Erfurt 2011.
- Lebegern, Robert, Mauer, Zaun und Stacheldraht, Weiden 2002.
- Mählert, Ulrich, Kleine Geschichte der DDR, 4. Aufl., München 2004.
- Marschalck, Peter, Bevölkerungsgeschichte Deutschlands im 19. und 20.
Jahrhundert, Frankfurt a.M. 1984.
- Menge, Marlies, Aktion Ungeziefer. Die Zwangsumsiedlungen der Ex-DDR und ihre
Opfer, in: Die Zeit vom 15. 3. 1991.
- Mertins, Rosalinde, Wir galten als “Verbrecher aus dem Grenzland”, in: Thüringer
Institut für Lehrerfortbildung, Lehrplanentwicklung und Medien, hrsg., Der
totgeschwiegene Terror. Zwangsaussiedlung in der DDR, Bad Berka 2003.

- Nooke, Maria, Erfolgreiche und gescheiterte Fluchten, in: Andreas H. Apelt, hrsg., Flucht, Ausreise, Freikauf, Halle 2011.
- Pietzsch, Henning, Eine Grenze mitten durch Deutschland, in: Gerbergasse 18, H. 2, 2011.
- Pingel-Schliemann, Sandra, Zerstörung von Biographien, in: Eckart Conze/Katharina Gajdukowa/Sigrid Koch-Baumgarten, hrsg., Die demokratische Revolution 1989 in der DDR, Köln 2009.
- Plato, Alexander von/Leh, Almut, "Ein unglaublicher Frühling" : Erfahrene Geschichte im Nachkriegsdeutschland 1945-1948, Bonn 2011.
- Potratz, Rainer, Demarkationslinie - gefährliche Grenze, in: Thüringer Institut für Lehrerfortbildung, Lehrplanentwicklung und Medien, hrsg., Der totgeschwiegene Terror. Zwangsaussiedlung in der DDR, Bad Berka 2003.
- Presse- und Informationsamt des Landes Berlin, Die Mauer und ihr Fall, 6. Aufl., Berlin 1994.
- Quillfeld, Hendrik von, Dissidenten für Devisen: Häftlingshandel zwischen DDR und Bundesrepublik Deutschland, Erfurt 2010.
- Radio MV, Aktion Kornblume, o.J.
- Ritter, Jürgen/ Lapp, Peter Joachim, Die Grenze, Berlin 2007.
- Sälter, Gerhard/ Wilke, Manfred, Ultima Ratio. Der 13. August 1961, Sankt Augustin 2011.
- Schultke, Dietmar, "Keiner kommt durch" : Die Geschichte der innerdeutschen Grenze, Berlin 2000.
- Scherpe, Klaus R., Einleitung, in: Klaus R. Scherpe, hrsg., In Deutschland unterwegs, Stuttgart 1983.
- Steiner, Andre, Von Plan zu Plan, Bonn 2007.
- Villwock, Thomas, Zwangsaussiedlungen in Thüringen 1952 und 1961, Erfurt 1996.
- Wagner, Georg, Mit seiner Ausweisung gab der W. sich nicht zufrieden, in: Thüringer Institut für Lehrerfortbildung, Lehrplanentwicklung und Medien, hrsg., Der totgeschwiegene Terror. Zwangsaussiedlung in der DDR, Bad Berka 2003.
- Wagner, Manfred, "Beseitigung des Ungeziefers...". Zwangsaussiedlungen in den thüringischen Landkreisen Saalfeld, Schleiz und Lobenstein, Erfurt 2001.
- Werkentin, Falco (1), Recht und Justiz im SED-Staat, Bonn 1998.

- Werkentin, Falco (2), Politische Justiz in der DDR, Erfurt 2012.
- Wettig, Gerhard/ Wilke, Manfred, Berliner Mauer, anno 1952, in: Frankfurter Allgemeine Zeitung vom 12. 10. 2014.
- Winters, Peter Jochen, Innerdeutsche Beziehungen, in: Werner Weidenfeld/ Karl-Rudolf Korte, hrsg., Handbuch zur deutschen Einheit, Frankfurt a.M. 1999.
- Zentrum für Zeithistorische Forschung/Stiftung Berliner Mauer, hrsg., Die Todesopfer an der Berliner Mauer 1961-1989, Berlin 2009.
- 足立芳宏『東ドイツ農村の社会史』京都大学学術出版会、2011年。
- 石井聡『もう一つの経済システム』北海道大学出版会、2010年。
- 井関正久『戦後ドイツの抗議運動』岩波書店、2016年。
- 岩間陽子『ドイツ再軍備』中央公論社、1993年。
- ヘルマン・ウェーバー、齊藤哲・星乃治彦訳『ドイツ民主共和国史』日本経済評論社、1991年。
- エトガー・ヴォルフム、飯田収治・木村明夫・村上亮訳『ベルリンの壁』洛北出版、2012年。
- 大嶽秀夫『二つの戦後・ドイツと日本』日本放送出版協会、1992年。
- ジョン・L・ガディス、河合秀和・鈴木健人訳『冷戦 その歴史と問題点』彩流社、2007年。
- 河合信晴『政治がつむぎだす日常』現代書館、2015年。
- 河合秀和・鈴木健人「訳者あとがき」ジョン・L・ガディス、河合秀和・鈴木健人訳『冷戦 その歴史と問題点』所収、彩流社、2007年。
- 河島幸夫『戦争と教会』いのちのことば社、2015年。
- 金子新「アデナウアーのドイツ統一政策とスターリン・ノート」『敬愛大学国際研究』18号、2006年。
- クライン孝子『自由買い』文芸春秋、1987年。
- ゲルト-ヨアヒム・グレースナー、中村登志哉・ゆかり訳『ドイツ統一過程の研究』青木書店、1993年。
- 近藤潤三 (1)『東ドイツ (DDR) の実像』木鐸社、2010年。
- 近藤潤三 (2)『ドイツ移民問題の現代史』木鐸社、2013年。
- 近藤潤三 (3)「東ドイツ (DDR) 成立期の政治犯問題」『南山大学ヨーロッパ研究センター報』21号、2015年。
- 近藤潤三 (4)「ソ連占領期東ドイツにおける社会主義統一党の成立と変容 (1)・(2)」『愛知大学法学部法経論集』203・204号、2015年。

近藤潤三 (5) 『統一ドイツの政治的展開』 木鐸社、2004年。

清水聡 『東ドイツと「冷戦の起源」』 法律文化社、2015年。

テオ・ゾンマー、山木一之訳 『1945年のドイツ 瓦礫の中の希望』 岩波書店、2009年。

ノーマン・M. ナイマーク、山本明代訳 『民族浄化のヨーロッパ史』 刀水書房、2014年。

永井清彦 『現代史ベルリン』 朝日新聞社、1990年。

中田潤 「ソ連占領地区・ドイツ民主共和国における再軍備政策の展開」 『茨城大学社会科学論集』 41号、2005年。

メアリー・フルブルック、芝健介訳 『二つのドイツ』 岩波書店、2009年。

エーリヒ・ホーネッカー、安井栄一訳 『私の歩んだ道』 サイマル出版会、1981年。

ハンス・カール・ルッフ、深谷満雄・山本淳訳 『現代ドイツ政治史』 彩流社、2002年。